

# オミクロン株感染者等への医療の強化

## 方向性

- 急速な感染拡大に備え、臨時の医療施設等の追加整備を図るとともに、コロナ対応の重点医療機関だけでなく、地域の医療機関と連携しつつ、できる限りコロナ患者を受け入れる体制の構築を進める。
- 今後、高齢者の入院対応が必要となることを踏まえ、臨時の医療施設等における介護体制の強化とともに、高齢者施設における医療体制の整備を図り、施設内療養の対応強化を進める。
- あわせて、コロナ以外の患者を含め、救急での患者の受け入れ体制の強化を進める。

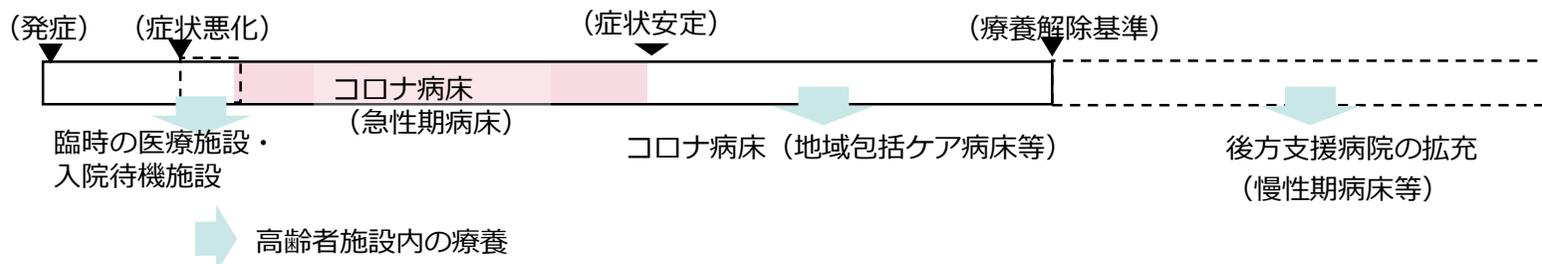
## 医療機関等の対応強化

### ● 臨時の医療施設・入院待機施設の整備・介護対応力の強化

- 臨時の医療施設等の整備を進めるとともに、要介護高齢者の入院が多いことを踏まえ看護補助者の配置を推進。

### ● 重点医療機関からの早期退院患者や療養解除後の患者の受け入れ先の整備

- コロナ患者が早期退院する場合や療養解除後の患者の退院後の受け入れ先として、重点医療機関以外の病床（慢性期病床を含む）などでの患者の受け入れを促進。
- 退院後の早期受け入れや施設内の療養環境整備のため、医師・看護師を派遣する体制を構築する等、高齢者施設での医療体制の強化を図る。



# 医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への補助の拡充

(改正事項) 以下の赤字部分 (令和4年2月8日事務連絡による対応)

- 臨時の医療施設や健康管理を強化した宿泊療養施設等へ看護職員を派遣する派遣元医療機関等への補助を拡充 (補助上限額の引き上げ)

(医療従事者を派遣する派遣元医療機関等への区分別の補助上限額)

区分	補助上限額
医療チームを派遣する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師 7,550円/時間</li> <li>・ 医師以外の医療従事者 2,760円/時間</li> <li>・ 業務調整員 1,560円/時間</li> </ul>
<p>【令和3年8月16日に拡充】 令和3年8月16日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合</p> <p>【令和4年1月9日から拡充】 高齢者施設に派遣する場合を対象に加える</p> <p>注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師 15,100円/時間 (2倍)</li> <li>・ 医師以外の医療従事者 5,520円/時間 (2倍)</li> <li>・ <b>【令和4年1月9日から拡充】 看護職員を派遣する場合、8,280円/時間 (3倍)※</b></li> <li>・ 業務調整員 3,120円/時間 (2倍)</li> </ul>
<p>重点医療機関に派遣する場合</p> <p>注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師 15,100円/時間</li> <li>・ 医師以外の医療従事者 5,520円/時間</li> <li>・ <b>【令和3年8月19日に拡充】 令和3年8月19日以降に医師以外の医療従事者を派遣する場合 8,280円/時間 (3倍)</b></li> <li>・ 新型コロナ重症患者に対応する看護職員を派遣する場合 8,280円/時間</li> <li>・ 業務調整員 3,120円/時間</li> </ul>

※いずれかの都道府県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施されている期間の派遣に限った特例。

# 高齢者施設等における対策の強化

## 考え方

- 高齢者施設等については、高齢者を守る観点や社会機能の維持の観点から、感染を防ぐためにも、基本的な感染防止策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、必要な対応を行う。
- 高齢者施設等の利用者及び従事者に対する、ワクチンの追加接種を速やかに実施する。
- 医療機関等の対応強化を図るとともに、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者施設等においても効果的な感染対策を実施する。

## 高齢者施設等における主な対策

- 関係団体と協力の下、高齢者施設等の利用者及び従事者に対する追加接種促進に向けた個別働きかけを実施。
- 集中的実施計画に基づく従事者等に対する頻回検査の実施、基本的な感染防止策の徹底。
- 支援チームの派遣体制整備等、感染制御や業務継続の支援体制を強化。
- 退院後の早期受け入れや、施設内で療養を行う場合の環境整備のため、医師・看護師を派遣する体制の構築等。
- 面会者の感染対策の徹底や、オンライン面会の実施も含めた対応。
- 通所事業所が訪問支援に切り替えた場合等の報酬の運用弾力化。

※ 感染対策を徹底するため、①訪問サービスへの切り替え、②通所サービスの提供時間を短縮など一定の要件を満たす場合は、ケアプラン上の提供時間に対応した報酬区分を算定することを可能とする。

# 保育所等における感染症対策、小学校休業等対応助成金の手続の改善

## 保育所等における感染症対策

- オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所の休園数が増加している中で、**保育所の果たす社会的機能を維持しつつ、保育所における感染拡大を防止することが必要**
- そのため、**手洗い等の基本的な感染症対策の徹底**とともに、**休園時の代替保育の確保**を含め、**地域の保育機能を維持**

### 代替保育への財政支援

- 保育所が休園となった場合で、休園した園での代替保育が実施困難な場合、他の園や公民館等、あるいは居宅に訪問して代替保育を実施する際の財政支援の特例を構築
  - 具体的には、災害時に保育所が使えなくなった場合の財政支援の特例と同様、一時預かり事業の特例措置により、他施設等で代替保育を実施する際の補助単価を通常の保育と同等の単価に設定するとともに、利用者負担を減免する
  - さらに、感染症対策の観点を踏まえ、居宅訪問型の一時預かり事業について、障害児に限らず実施可能とし、活用を図る
- これらに合わせ、**オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策**として、以下の取組等を実施
    - ① **職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底**
    - ② **感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応**
    - ③ **保育士をはじめ保育所の職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施**
    - ④ **濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施、**
    - ⑤ **発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する**  
(満2歳未満児には推奨しない。子どもや保護者の意図に反して無理強いしないなど、留意点を整理して現場に周知)

## 小学校休業等対応助成金の手続の改善と周知の強化

- 現在、休業させたことの確認が事業主から得られなければ休業支援金による**個人申請を行えない運用**となっているのを改め、**労働局はまずは保護者の申請を受け付け**、引き続き事業主に休業させたことの確認を行うこととする。
- 小学校休業等対応助成金や休業支援金の活用について、**事業主との相談を経ずに**、労働者から労働局に**相談することも可能**であることを改めて周知する。